

ブラウクス株式会社 御中

この度は、当財団のために心温まるご寄付をいただき、誠にありがとうございます。

ひとえに当財団の活動をご理解いただいていることと身にあまる光栄に存じます。

御社の温かいご支援に、あらためて心より厚く御礼申し上げます。

いただきました寄付金は、体験格差解消のための活動経費として、大切に活用させていただきます。

略儀ながら、ますますのご発展をお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団

理事長 菅原 悟志

領収日 2018年3月30日

領 収 書

ブラウクス株式会社 御中

金額 264,280 円

但し、当財団への寄付金として、上記の金額正に領収いたしました。

※ブルーシー・アンド・グリーンランド財団は公益財団法人の認定を受けています（認定日および法人登記日 2012年4月1日）

この領収書は、下記の寄付税制の適用を受ける場合に必要となりますので、大切に保管してください。

【法人の方へ】

※当財団への寄付金は、特定公益増進法人への寄付に該当しますので、法人税法施行令において一般の団体への寄付とは別枠の税制上の優遇措置を受けることができます。

【個人の方へ】

※当財団への寄付金は、所得税法施行令において税制上の優遇措置を受けることができます。

※当寄付金は、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしています。

確定申告の際は「所得控除」「税額控除」のどちらか有利な方式を選択いただけます。

〒105-8480 東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル9F
公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団





府益担第1505号

平成29年11月21日

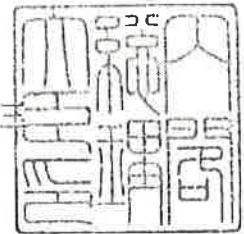
公益財団法人

ブルーシー・アンド・グリーンランド財団

代表者 前田 康吉 殿

内閣総理大臣

安倍 晋三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成29年11月21日 から 平成34年11月20日 まで